

【参考例】 この会則の形式は一例です

## 会 則

(名 称)

第1条 本会は、\_\_\_\_\_と称する。

(目 的)

第2条 本会は、\_\_\_\_\_のサークル活動を通して会員相互の親睦を図り、豊かな人間関係を養うと共に、地域文化の創造と発展に資することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を会長宅に置く。

(組 織)

第4条 本会は、市川市に在住または在勤・在学の方で本会の目的に賛同し、加入申込みを行った者で組織する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 会 計 1名

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を統括し、会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、会の会計に関する事務を処理する。

(役員の仕事及び任期)

第7条 役員は、総会において選任し、任期は\_\_\_\_\_年とする。ただし、再任を妨げない。

(総 会)

第8条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会員の\_\_\_\_\_分の\_\_\_\_\_以上の者から会議招集の請求があったときは、臨時に開くことができる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。  
但し、設立が年度途中の場合は、設立年月日から当該年度3月31日までとする。

(会費)

第10条 会員は、会費として、月額 \_\_\_\_\_円を納入しなければならない。  
但し、会の事業運営に支障がある場合は、会費を変更することができる。

(経費)

第11条 会の経費は、会費をもってこれに充てる。  
2. 講師謝礼金は、月額 \_\_\_\_\_円を限度とする。  
3. その他運営経費は、連絡通信費・会場費・学習用資料代等とする。  
4. 会計年度末に、\_\_\_\_\_円以上の繰越金が発生した場合は、  
翌年度からの会費の減額等により、適正な運営に努める。

(会計報告)

第12条 会計報告は、会計年度末に行う。ただし、会長が必要と認めた場合は  
臨時に行うことができる。

(活動)

第13条 本会の活動は、原則として、毎月第 \_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_曜日の \_\_\_\_\_  
時から \_\_\_\_\_時 まで、\_\_\_\_\_ 公民館で行う。なお、変更する場合は、  
予め全員に連絡する。  
2. 公民館の使用に当たっては、定められた利用方法を守り、職員の指示  
があれば、これに従うものとする。  
3. 会員は、欠席する場合は、必ず会長に連絡する。

(その他)

第14条 会則に定めのない事項については、会員相互の協議により決定するものとする。

(附則)

この会則は、令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から実施する。